

第 3 回共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議（5 月 23 日）提出資料

「人事院調査結果を前提に官民較差 402.6 万円について調整することでよいか」について

亜細亜大学経済学部
権丈英子

- ・ 今回の人事院調査（平成 23 年実施）の結果によれば、退職給付額の官民較差は 402.6 万円であるとのことである。
- ・ 今回調査は、前回調査（平成 18 年実施）の方法を踏襲しており、前回調査と比較可能である。
- ・ 人事院調査の官民間の退職給付のラスパイレス比較では、調査年における公務の人員分布（退職事由及び勤続年数）を仮定して民間の平均退職給付額を算出している。このため、公務の人員分布によって、民間の平均退職給付額は大きな影響を受ける。
- ・ 官民における前回調査から今回調査への平均退職給付額の変化をみると、民間における平均退職給付額は公務のそれと比較して大幅に減少した。すなわち、民間では前回の 2980.2 万円から今回の 2547.7 万円へ 432.5 万円減少し、公務では前回の 2960.1 万円から今回の 2950.3 万円へ 9.8 万円の減少にとどまった。
- ・ 前回調査から今回調査にかけて、公務の退職事由では、勸奨退職の占める割合が 57.9%から 21.8%へと大幅に減少し、これに伴い公務の勤続年数も長期化傾向にある。
- ・ 公務における退職事由等の変化を考慮すると、今回の調査結果において官民較差が拡大した要因には、実際に民間において種々の事情により退職給付が減額された部分¹だけでなく、公務の人員分布の変化を受けた部分が無視できない程度含まれていると考えられる。そして、公務の人員分布の変化による影響は、官民較差の調整とはなじみにくい側面であるとも考えられる。
- ・ 公務の人員分布が前回調査から変化しなかったと仮定して今回の平均退職給付額を試算すると、民間の平均退職給付は 2654.4 万円、公務の平均退職給付は 3001.9 万円となり、退職給付額の官民較差は 347.5 万円となる²。
- ・ 退職給付の調整は、多くの者の生活設計に影響を与える。官民較差の是正を今回の人事院調査のデータを用いて行うにしても、較差に変化が生じた要因等も反映させて官民較差の調整額を論じるという方法もあるのではないかと。
- ・ 官民較差の調整額の取扱については座長に一任する。

¹ 民間において実際に退職給付が減額された部分には、①経済情勢等により退職給付の算定基準となる給与の減額や退職給付自体の調整等によって生じた部分の他に、②雇用延長に伴う退職給付制度の見直し等による影響も含まれている。②の理由による退職給付の引下げは、雇用延長と引き換えになされており、実質的に労働者は不利益を被っていない部分である。なお、民間では、平成 16 年の改正高年齢者雇用安定法により、事業主は平成 18 年 4 月から段階的に 60 歳代前半の雇用確保措置をとることが義務付けられた。

² 公務では、前回調査において対象者がいたが今回調査において対象者がいなかったため、今回の退職給付額が不明なセルがある。これらのセルの取り扱いについては、人事院給与局に連絡のうえ、各セルに対応する前回の退職給付額に、両調査において情報があるセルを用いて求めた前回の平均退職給付額に対する今回の平均退職給付額の割合（=99.43%）を乗じて、今回の退職給付額の推定値を求め、これらの推定値を用いて試算を行った。